

9. 後期高齢者医療制度等

75歳以上の方（一定の障害がある方は65歳以上）を対象とする医療制度です（生活保護受給者を除く）。保険料の決定、療養費の給付など、制度の運営は東京都後期高齢者医療広域連合が行い、世田谷区はみなさんの窓口になります。

【対象者】 75歳以上の方が対象です。75歳になる方は誕生日から自動的に対象になり、加入手続きは不要です。ただし、一定の障害のある方は65歳から、ご希望により加入することができます。被保険者証は75歳の誕生日前月に簡易書留で郵送します。

【利用方法】 医療機関で診療を受ける際は後期高齢者医療被保険者証を提示してください。

【一部負担金】 住民税の課税標準額に応じて次の額を負担します。

①現役並み所得者

住民税の課税標準額が145万円以上の被保険者やその方と同じ世帯にいる被保険者

→医療費の3割負担

②一般

同じ世帯にいる被保険者全員の住民税の課税標準額が145万円未満の被保険者

→医療費の1割負担

【収入による再判定】 住民税の課税標準額により3割負担に該当した方の中で、収入合計額が次の基準に該当する場合は、申請を行い認定されることで自己負担額が変わります。（原則として申請月の翌月から）

○75歳以上の世帯員の収入合計が520万円未満（75歳以上の方が一人のみの場合は383万円未満）の場合は1割負担になります。

○75歳以上の方の収入が383万円以上の場合で、同じ世帯の70～74歳の方との収入合計が520万円未満の場合も1割負担になります。

【高額療養費の支給】 健康保険の適用される治療については、1か月の一部負担金は限度額までです。限度額を超えた場合は払い戻します。

対象となる方には、初めて該当したときのみ、診療の月の3～4か月後に申請書をお送りします。

2回目からの該当分については、申請書を省略して払い戻します。

医療費の自己負担限度額（月額）

	医療費の自己負担限度額（月額）	
	外来の限度額 （個人ごとに計算）	外来+入院 （世帯ごとに計算）
現役並み所得所Ⅲ （課税所得690万以上）	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1% 〈140,100円※2〉	
現役並み所得者Ⅱ （課税所得380万以上）	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% 〈93,000円※2〉	
現役並み所得者Ⅰ （課税所得145万円以上）	80,100+(10割分の医療費-267,000円)×1% 〈44,400円※2〉	
一般	18,000円 （144,000円※1）	57,600円 〈44,400円※2〉
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

※1 1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の外来の自己負担額の合計額に、年間144,000円の上限額があります。

※2 過去12か月間に4回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)。ただし「一般」の方については、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は多数回該当の回数に含みません。

【入院時の食事代負担額】 1食あたり

現役並み所得者および一般		460円
低所得Ⅱ	入院90日	210円
	入院91日以上（長期入院該当を申請した場合）	160円
低所得Ⅰ		100円

低所得の方が医療費の自己負担限度額または、入院時の食事代負担額の適用を受ける場合は、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要となります。必要な方は申請をお願いします（原則として申請した月から有効）。

※療養病床に入院する場合の食費・居住費は下記の表になります。

【療養病床入院時の食事代・居住費・負担額】

所得区分	1食あたりの食費		1日あたりの居住費
	入院医療の必要性が低い方	入院医療の必要性が高い方	
現役並み所得者 および一般	460円 (医療機関により420円)	460円 (医療機関により420円)	370円
低所得Ⅱ	210円	210円 (入院91日以上で長期 入院該当申請時160円)	
低所得Ⅰ	130円	100円	
低所得Ⅰ (老齢福祉年金受給者)	100円	100円	0円

【特定疾病療養受療証】 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で、人工透析を実施している慢性腎不全、血友病、血液凝固剤の投与に起因するHIV感染症の方は、一部負担金が1か月10,000円に減額されます。該当となる方は申請をお願いします（原則として申請した月から有効）。

【問合せ・申込み】 国保・年金課 後期高齢者医療
☎ 5432-2390 FAX 5432-3020

後期高齢者医療制度・療養費の支給

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方が次の医療費を支払った場合、その一部または全部の払い戻しが受けられる場合があります。なお、支給金額が減額されたり、支給されない場合があります。

○一般診療

やむを得ない理由で後期高齢者医療被保険者証を持たずに診療を受けたとき

○治療用装具（補装具）

医師が治療上必要と認めたコルセット等の補装具代を払ったとき

○柔道整復（接骨等）

柔道整復師に骨折・脱臼などで治療を受けたとき（医療機関と同じ一部負担金で施術を受けた場合を除きます。）

○はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧

医師が治療上必要と認めたはり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧の施術費用を払ったとき

○移送費

移動困難な重病人が医師の指示で治療上の必要から緊急的にやむを得ず転院したときなど（患者、家族、病院の事情や希望によるものは支給されません。）

【問合せ・申込み】 詳しい支給要件および手続きはお問合せください。

国保・年金課 後期高齢者医療

☎ 5432-2390 FAX 5432-3020

後期高齢者医療制度・保険料

後期高齢者医療の加入者は、個人ごとに保険料を負担します。保険料は、加入者が同じ額を負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額の合計です。

○保険料の金額（令和3年度）

1年間の保険料額＝均等割額44,100円＋（所得金額－住民税の基礎控除額430,000円（合計所得金額が2,400万円以下の場合））×8.72%

上記の計算式による金額が1年間の個人ごとの保険料になります。

1年間の保険料額の上限は、おひとり64万円です。

①均等割額の軽減（令和3年度）

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円＋（公的年金または給与所得者の合計数－1）×10万円以下	7割
43万円＋（公的年金または給与所得者の合計数－1）×10万円＋28.5万円×（被保険者数）以下	5割
43万円＋（公的年金または給与所得者の合計数－1）×10万円＋52万円×（被保険者数）以下	2割

※65歳以上（令和3年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者所得控除）を差し引いた金額で判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

※軽減判定は、当該年度の4月1日（年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時）における世帯状況により行います。

②被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料を軽減しています。

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

なお、低所得による均等割額の軽減（上記①）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

③所得割額の軽減

所得金額－43万円の額	軽減割合
15万円以下	所得割額を50%減額
20万円以下	所得減額を25%減額

○保険料は、原則として、年6回、公的年金から天引きされます（特別徴収）。

○ただし、次の方は天引きしません。

- ・年金額が年額18万円未満の方
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、対象となる年金（介護保険料が天引されている年金）の1回あたりの支給額の2分の1を超えてしまう方（ほかにも天引きできない場合があります）

天引きできない方は、納付書や口座振替で納めていただきます（普通徴収）。

○7月下旬に、保険料の決定通知をお送りします。

○年金天引きを取りやめたい方は、特例として口座振替に変更できますので、お申し出ください。

○保険料を滞納すると延滞金が加算されたり、短期被保険者証（有効期限の短い保険証）に切り替わる場合があります。

【問合せ・申込み】 国保・年金課 後期高齢者医療 ☎ 5432-2390 FAX 5432-3020

高額介護合算療養費

9 同一世帯の被保険者において、医療保険と、介護保険の両方の自己負担が発生している場合、年間（前年8月～7月末）の自己負担額を合計して、限度額を超えたときに、その超えた部分の金額をお返しします。限度額は、所得区分によって異なります。後期高齢者医療制度または世田谷区の国民健康保険に加入の該当者にはお知らせします。

【問合せ・申込み】

後期高齢者医療制度に加入の方

国保・年金課 後期高齢者医療 ☎ 5432-2390 FAX 5432-3020

国民健康保険に加入の方

国保・年金課 保険給付係 ☎ 5432-2349 FAX 5432-3038

高齢受給者証による医療

【対象者】 70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の方はその月）から75歳の誕生日の前日までの方。ただし、後期高齢者医療制度加入者を除く。

【利用方法】 医療機関で診察を受ける際は健康保険証と高齢受給者証をともに提示してください。なお、健康保険の種類によっては1枚のカードになっている場合もあります。加入している健康保険によって一部負担金の負担割合の判定や手続きが異なります。

【問合せ】 手続きおよび給付内容はお問い合わせください。

○世田谷区の国民健康保険に加入している方

証の発行について 国保・年金課 資格賦課 ☎ 5432-2331 FAX 5432-3038

給付内容について 国保・年金課 保険給付係 ☎ 5432-2349 FAX 5432-3038

○世田谷区の国民健康保険以外の公的医療保険に加入している方

加入している健康保険証の発行元へ